

②

令和 6 年

市議会 6 月定例会議案
(その 2)

静 岡 市

議 案 説 明

議案第108号 令和6年度静岡市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、地域経済の活性化として、増加する未利用・低利用地や空き家などを有効活用し農地の集約や企業立地用地の創出などを実施する新たな法人の設立に要する経費のほか、安全・安心の確保として、50歳以上の市民を対象とする带状疱疹ワクチンの接種費用の助成に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、5,402,283千円の増額となった。

追加の主なものは、企画費3,039,000千円、道路橋りょう費1,702,064千円、都市計画費465,109千円などである。

これらの財源として、市債3,094,400千円、国庫支出金1,177,691千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、359,141,283千円となる。

なお、繰越明許費は、広域常備消防整備整備費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、違法盛土防災対策事業費負担金等の追加、静岡市民文化会館再整備事業費（その2）等の変更である。

また、市債の補正は、企画調整事業債等の追加、道路新設改良事業債等の変更である。

議案第109号 令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、諸支出金の増額に伴い、繰入金の増額を計上した。

議案第110号 令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業外収益を増額するとともに、営業外費用の増額を計上した。

議案第 1 1 1 号 令和 6 年度静岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度静岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業外収益を増額するとともに、営業外費用の増額を計上した。

議案第 1 1 2 号 静岡市手数料条例の一部改正について

民間端末機による証明の場合の手数料の特例について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 3 号 静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 4 号 静岡市清水庵原球場条例の一部改正について

静岡市清水庵原球場の第 2 球場のアマチュアスポーツ等以外に利用する場合の料金を設定するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 5 号 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準府省令の一部改正に伴い、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置に関する基準について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 6 号 静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、子どもの教育及び保育に従事する者の配置に関する基準について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 7 号 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育士及び保育従事者の配置に関する基準について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 8 号 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育士の配置に関する基準について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 1 9 号 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 0 号 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

水道法に基づく事業計画の変更に伴い、給水人口及び 1 日最大給水量を変更するとともに、下水道法に基づく事業計画の変更に伴い、予定処理区域面積及び計画処理人口を変更するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 1 号 静岡市職員退職料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退職料及び遺族扶助料の額について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 2 号 工事請負契約の締結について

清水ストックヤード建設工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 3 号 工事請負契約の締結について

静岡市消防局消防総合情報システム更新工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 4 号 市道路線の認定について

開発行為等に伴い、梅ヶ谷 6 3 号線ほか 3 路線を認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 5 号 あらたに生じた土地の確認について

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 2 6 号 町の区域の変更について

清水港内公有水面埋立てにより、町の区域を変更するもので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 108 号	令和6年度静岡市一般会計補正予算（第2号）	9
議案第 109 号	令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）	18
議案第 110 号	令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）	20
議案第 111 号	令和6年度静岡市下水道事業会計補正予算（第1号）	21
議案第 112 号	静岡市手数料条例の一部改正について	22
議案第 113 号	静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について	23
議案第 114 号	静岡市清水庵原球場条例の一部改正について	24
議案第 115 号	静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	26
議案第 116 号	静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	27
議案第 117 号	静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	28
議案第 118 号	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	30
議案第 119 号	静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	31
議案第 120 号	静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	33
議案第 121 号	静岡市職員退職料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について	34
議案第 122 号	工事請負契約の締結について	37
議案第 123 号	工事請負契約の締結について	38

議案第 124 号	市道路線の認定について	39
議案第 125 号	あらたに生じた土地の確認について	40
議案第 126 号	町の区域の変更について	42

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,402,283千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359,141,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の追加及び変更は、「第4表 市債補正」による。

令和6年6月18日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 63,762,085	千円 1,177,691	千円 64,939,776
	1 国庫負担金	52,711,866	6,380	52,718,246
	2 国庫補助金	10,809,124	1,171,311	11,980,435
18 県支出金		21,190,641	25,585	21,216,226
	1 県負担金	14,599,689	3,190	14,602,879
	2 県補助金	5,050,049	22,395	5,072,444
21 繰入金		11,019,090	30,000	11,049,090
	1 基金繰入金	10,720,624	30,000	10,750,624
22 繰越金		1,500,000	1,074,607	2,574,607
	1 繰越金	1,500,000	1,074,607	2,574,607
24 市債		33,562,400	3,094,400	36,656,800
	1 市債	33,562,400	3,094,400	36,656,800
歳入合計		353,739,000	5,402,283	359,141,283

歳 出

△印は減

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 34,349,053	千円 2,937,938	千円 37,286,991
	1 総 務 管 理 費	21,577,993	△ 106,000	21,471,993
	2 企 画 費	7,857,078	3,039,000	10,896,078
	4 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	1,439,260	4,938	1,444,198
3 民 生 費		123,551,188	15,760	123,566,948
	1 社 会 福 祉 費	29,137,093	3,000	29,140,093
	2 児 童 福 祉 費	57,564,527	12,760	57,577,287
4 衛 生 費		36,284,063	140,000	36,424,063
	2 保 健 予 防 費	8,742,671	140,000	8,882,671
6 農 林 水 産 業 費		4,092,349	40,000	4,132,349
	2 林 業 費	1,404,072	40,000	1,444,072
7 商 工 費		6,185,112	30,000	6,215,112
	2 観 光 費	1,638,767	30,000	1,668,767
8 土 木 費		43,030,337	2,182,223	45,212,560
	2 道 路 橋 り ょ う 費	20,122,740	1,702,064	21,824,804

	4 都 市 計 画 費	9,175,962	465,109	9,641,071
	7 下 水 道 費	7,700,000	15,050	7,715,050
10 教 育 費		48,619,715	49,880	48,669,595
	4 高 等 学 校 費	1,770,973	10,000	1,780,973
	6 保 健 体 育 費	5,985,821	39,880	6,025,701
11 災 害 復 旧 費		5,976,829	6,482	5,983,311
	6 民 生 施 設 災 害 復 旧 費	0	6,482	6,482
歳 出 合 計		353,739,000	5,402,283	359,141,283

第2表 繰越明許費

(追 加)

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費		千円
		常 備 消 防 装 備 整 備 費	60,243
		広 域 常 備 消 防 装 備 整 備 費	62,043
		非 常 備 消 防 装 備 整 備 費	48,257

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
住 民 基 本 台 帳 ネットワークシステム 統合機器更改業務経費	令 和 7 年 度	39,930千円 令和6年度に住民基本台帳ネットワークシステム統合機器更改業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
戸 籍 等 証 明 書 出 力 用 機 器 等 設 置 費 (市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー 分)	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	23,430千円 令和6年度に戸籍等証明書出力用機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降3年間で支払う。
住 民 基 本 台 帳 ネットワークシステム 統合機器設置費 (そ の 1)	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	31,140千円 令和6年度に住民基本台帳ネットワークシステム統合機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和7年度以降3年間で支払う。
住 民 基 本 台 帳 ネットワークシステム 統合機器設置費 (そ の 2)	自 令 和 7 年 度 至 令 和 1 2 年 度	147,900千円 令和6年度に住民基本台帳ネットワークシステム統合機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和7年度以降6年間で支払う。
脱 炭 素 先 行 地 域 再 エ ネ 設 備 等 導 入 事 業 補 助 金	令 和 7 年 度	162,000千円 令和6年度に脱炭素先行地域再エネ設備等導入事業補助金を交付決定し、その金額を令和7年度に交付する。
違 法 盛 土 防 災 対 策 事 業 費 負 担 金	令 和 7 年 度	218,000千円 令和6年度に違法盛土防災対策事業に係る協定を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。

(変 更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
静岡市民文化会館 再整備事業費 (その2)	変更前	自令和7年度	12,272,000千円
		至令和9年度	
	変更後	自令和7年度	15,070,000千円
		至令和10年度	
国道150号新日本坂トンネル 換気設備整備事業費	変更前	令和7年度	40,000千円
	変更後	令和7年度	45,000千円
国鉄操車場北側線 栗原橋2補修事業費	変更前	令和7年度	43,000千円
	変更後	令和7年度	70,000千円

第4表 市債補正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
企 画 調 整 事 業	千円 2,250,000	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
老人福祉施設整備 事 業	5,100	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 3 借入時期 令和6年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	

(変 更)

△印は減

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
市民文化会館建設事業	67,000	△ 67,000	0
道 路 維 持 事 業	1,502,500	187,200	1,689,700
道 路 新 設 改 良 事 業	6,369,000	358,200	6,727,200
交通安全施設整備事業	239,300	160,600	399,900
橋 り ょ う 整 備 事 業	1,306,500	6,200	1,312,700
街 路 築 造 事 業	603,500	148,800	752,300
公 園 整 備 事 業	913,400	45,300	958,700

令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,628千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,409,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月18日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 11,712,895	千円 14,628	千円 11,727,523
	2 基金繰入金	544,895	14,628	559,523
歳入合計		73,395,000	14,628	73,409,628

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		千円 475,027	千円 14,628	千円 489,655
	1 償還金及び金 還付加算金	177,161	14,628	191,789
歳出合計		73,395,000	14,628	73,409,628

令和6年度静岡市水道事業会計補正予算（第1号）

△印は減

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収	入	
第1款	水道事業収益	12,092,000 千円	228,923 千円	12,320,923 千円
第2項	営業外収益	707,711 千円	228,923 千円	936,634 千円
		支	出	
第1款	水道事業費用	10,677,000 千円	211,257 千円	10,888,257 千円
第2項	営業外費用	819,226 千円	211,257 千円	1,030,483 千円

第3条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職員給与費	1,543,280 千円	10,587 千円	1,553,867 千円

令和6年6月18日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和 6 年度静岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

△印は減

第 1 条 令和 6 年度下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収	入	
第 1 款	下水道事業収益	22,376,000 千円	67,415 千円	22,443,415 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	6,239,726 千円	67,415 千円	6,307,141 千円
		支	出	
第 1 款	下水道事業費用	22,253,000 千円	15,050 千円	22,268,050 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	1,838,762 千円	15,050 千円	1,853,812 千円

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,660,577 千円	8,783 千円	1,669,360 千円

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（民間端末機による証明の場合の手数料の特例）

- 6 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日までの間、民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。）を使用して証明を受ける場合における別表第 1 証明関係等手数料の表の規定の適用については、同表納税又は課税に関する証明の項中「300円」とあるのは「200円」と、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「350円」と、同表印鑑に関する証明の項中「300円」とあるのは「200円」と、同表住民票又は戸籍の附票に関する証明の項中「300円」とあるのは「200円」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める 条例の一部改正について

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市清水庵原球場条例の一部改正について

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「球場」の次に「のうち別表に掲げるもの（以下「利用許可施設」という。）」を加える。

第 8 条各号列記以外の部分中「球場」を「利用許可施設」に改める。

第11条中「、その」を「、利用許可施設の」に改める。

第15条第 2 項及び第19条第 2 号中「球場」を「利用許可施設」に改める。

別表中「第15条関係」を「第 7 条、第15条関係」に改め、同表 1 本球場の利用料金の限度額の表備考 6 中「入場料又はこれに類するもの」の次に「(以下「入場料等」という。)」を加え、別表 2 第 2 球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

時間区分			午前	午後	夜間
利用区分					
4 月 1 日 から 5 月 31 日 まで 及び 8 月 1 日 から 8 月 31 日 まで	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,500円	2,000円	500円
		生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	350円
	その他の場合		7,500円	10,000円	2,500円
6 月 1 日 から 7 月 31 日 まで	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,500円	2,000円	1,000円
		生徒等及び70歳以上の者	1,050円	1,400円	700円
	その他の場合		7,500円	10,000円	5,000円
9 月 1 日 から 10 月 31 日 まで	アマチュアスポーツ	一般	1,500円	2,000円	

月31日まで及び	又はレクリエーショ	生徒等及び70	1,050円	1,400円	
2月1日から3	ンに利用する場合	歳以上の者			
月31日まで	その他の場合		7,500円	10,000円	
11月1日から翌	アマチュアスポーツ	一般	1,500円	1,500円	
年1月31日まで	又はレクリエーショ	生徒等及び70	1,050円	1,050円	
	ンに利用する場合	歳以上の者			
	その他の場合		7,500円	7,500円	

別表2第2球場の利用料金の限度額の表備考中8を9とし、7を8とし、6の次に次のよう
に加える。

7 利用者が、入場料等を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の
額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月12日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市清水庵原球場条例別表の規定に基づく静岡市清水庵原球場
の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

**静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について**

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条第 3 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

**静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の一部改正について**

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第 3 条第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第 8 号)
の一部を次のように改正する。

第47条第 2 項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた静岡市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生

じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 改正前の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項及び別表の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等は、新条例による損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。

議案第120号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月18日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「698,700人」を「665,200人」に改め、同項第3号中「269,000立方メートル」を「258,900立方メートル」に改め、同条第2項第2号中「9,729ヘクタール」を「9,785.2ヘクタール」に改め、同項第3号中「567,900人」を「568,200人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例（昭和41年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「平成12年 4 月分」を「令和 6 年 4 月分」に改め、同条の表中「1, 132, 700 円」を「1, 163, 300円」に、「849, 500円」を「872, 400円」に、「792, 000円」を「813, 400 円」に、「594, 000円」を「610, 000円」に改める。

(静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 静岡市職員退隠料等支給条例等の一部を改正する条例（平成12年静岡市条例第83号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成12年 4 月分」を「令和 6 年 4 月分」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第 2 条関係）

退隠料年額の計算 の基礎となってい る給料年額	仮定給料年額	退隠料年額の計算 の基礎となってい る給料年額	仮定給料年額
円	円	円	円
1, 301, 700	1, 336, 800	3, 557, 900	3, 654, 000
1, 354, 600	1, 391, 200	3, 735, 700	3, 836, 600

1, 387, 400	1, 424, 900	3, 911, 900	4, 017, 500
1, 420, 300	1, 458, 600	4, 020, 600	4, 129, 200
1, 457, 600	1, 497, 000	4, 126, 700	4, 238, 100
1, 510, 800	1, 551, 600	4, 342, 000	4, 459, 200
1, 556, 600	1, 598, 600	4, 552, 800	4, 675, 700
1, 599, 400	1, 642, 600	4, 594, 200	4, 718, 200
1, 651, 000	1, 695, 600	4, 758, 000	4, 886, 500
1, 703, 100	1, 749, 100	4, 964, 600	5, 098, 600
1, 759, 800	1, 807, 300	5, 170, 100	5, 309, 700
1, 817, 200	1, 866, 300	5, 374, 200	5, 519, 300
1, 888, 700	1, 939, 700	5, 503, 100	5, 651, 700
1, 933, 900	1, 986, 100	5, 640, 400	5, 792, 700
1, 992, 000	2, 045, 800	5, 904, 900	6, 064, 300
2, 048, 700	2, 104, 000	6, 157, 000	6, 323, 200
2, 161, 000	2, 219, 300	6, 291, 400	6, 461, 300
2, 191, 200	2, 250, 400	6, 419, 000	6, 592, 300
2, 277, 800	2, 339, 300	6, 672, 200	6, 852, 300
2, 392, 800	2, 457, 400	6, 785, 100	6, 968, 300
2, 520, 000	2, 588, 000	6, 909, 900	7, 096, 500
2, 584, 900	2, 654, 700	7, 130, 700	7, 323, 200
2, 646, 800	2, 718, 300	7, 353, 700	7, 552, 200
2, 735, 200	2, 809, 100	7, 395, 300	7, 595, 000
2, 787, 300	2, 862, 600	7, 434, 600	7, 635, 300
2, 938, 000	3, 017, 300	7, 474, 000	7, 675, 800
3, 012, 900	3, 094, 200	7, 566, 400	7, 770, 700
3, 090, 900	3, 174, 400	7, 753, 200	7, 962, 500
3, 241, 400	3, 328, 900	7, 939, 900	8, 154, 300
3, 393, 000	3, 484, 600	8, 032, 200	8, 249, 100
3, 432, 600	3, 525, 300	8, 126, 900	8, 346, 300
退隠料年額の計算の基礎となっている給料年額が8, 126, 900円を超える場合において			

は、その年額に1.027を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

工事請負契約の締結について

令和6年度消警指第1号静岡市消防局消防総合情報システム更新工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和6年6月18日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	工 事 名	令和6年度消警指第1号 静岡市消防局消防総合情報システム更新工事
2	工事の概要	消防総合情報システムの更新 指令センター設備更新、支援情報システム更新、 ネットワーク設備更新 ほか
3	工 事 場 所	静岡市駿河区南八幡町 外36地内
4	契 約 方 法	制限付一般競争入札
5	契 約 金 額	2,321,319,000円
6	受 注 者	静岡市葵区黒金町3 日本電気株式会社 静岡支社 支社長 小田 智士

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年6月18日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	梅ヶ谷63号線	静岡市清水区梅ヶ谷283番15地先		_____
		静岡市清水区梅ヶ谷283番26地先		
2	松富二丁目3号線	静岡市葵区松富二丁目423番1地内		_____
		静岡市葵区松富二丁目436番2地内		
3	松富三丁目2号線	静岡市葵区松富三丁目650番4地内		_____
		静岡市葵区松富三丁目589番1地内		
4	小鹿二丁目7号線	静岡市駿河区小鹿二丁目293番8地先		_____
		静岡市駿河区小鹿二丁目293番33地先		

議案第 125 号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市内に次の土地
があらたに生じたことを確認する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

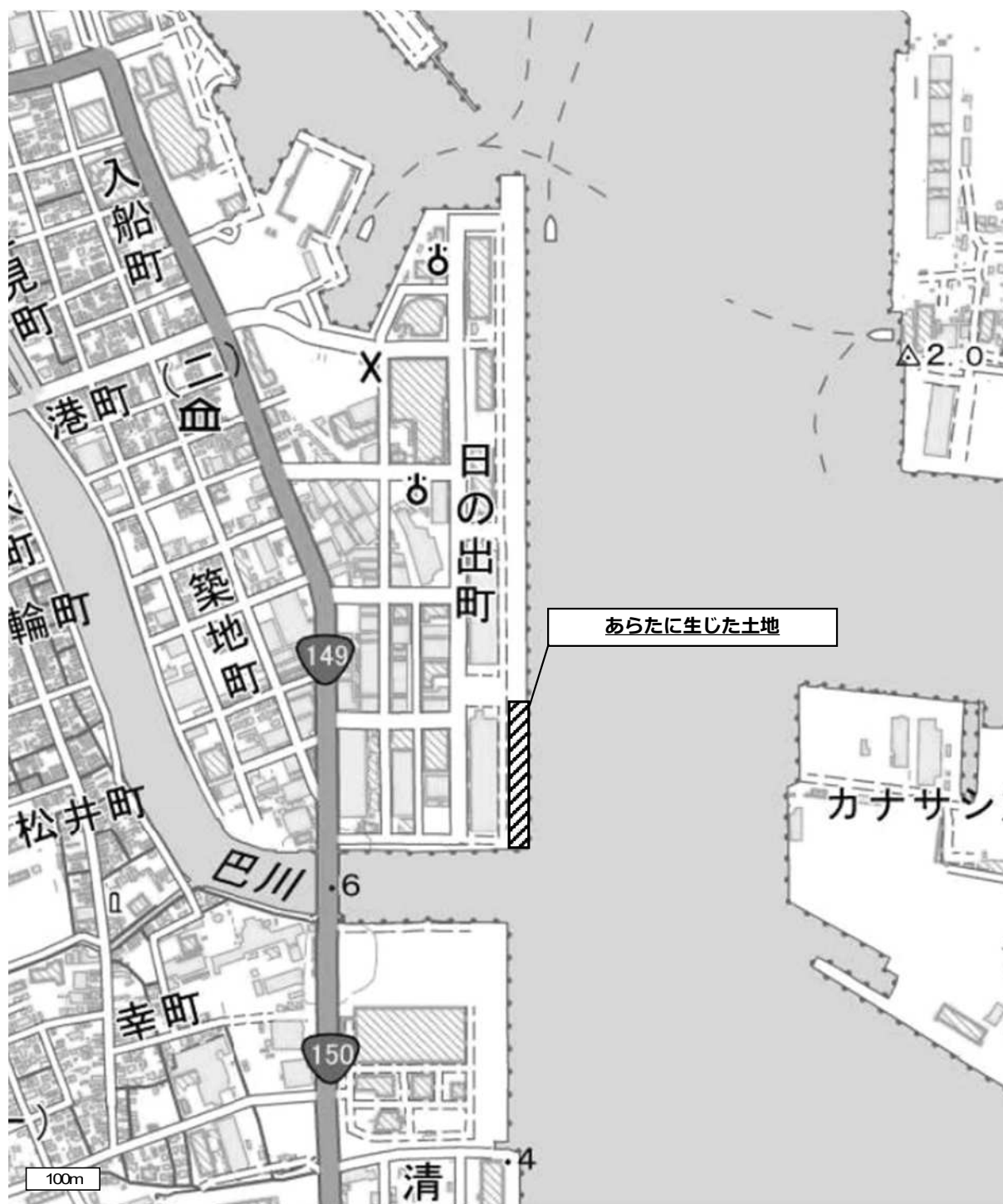
静岡市長 難 波 喬 司

清水区日の出町 109－1 番地先の公有水面埋立地

4,699.34 平方メートル

上記地番は、令和 6 年 5 月 1 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の標準地図」を下地にしたものである。

議案第 1 2 6 号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域を次のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

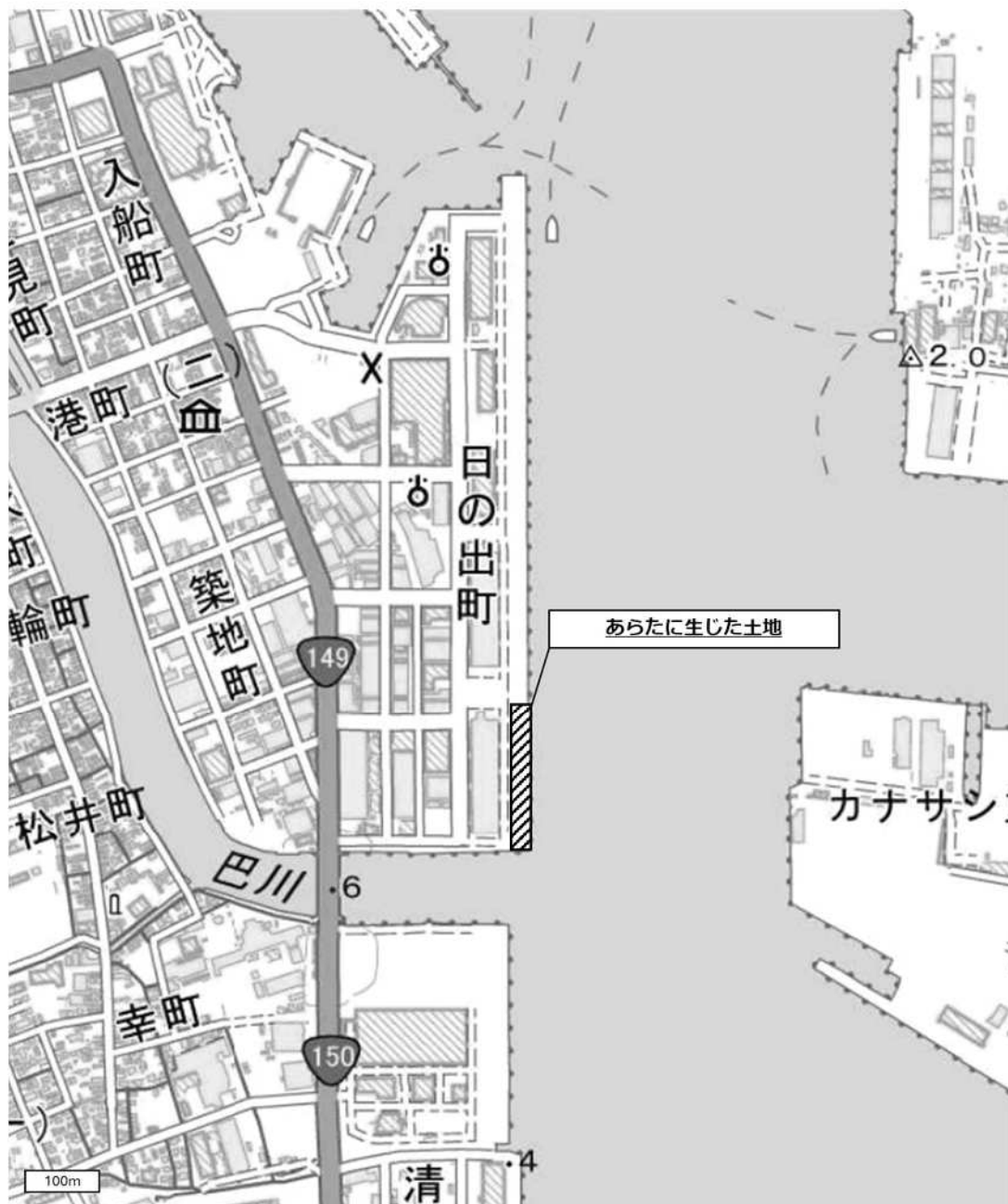
清水区日の出町に編入する区域

日の出町 1 0 9 - 1 番地先の公有水面埋立地

4, 6 9 9 . 3 4 平方メートル

上記地番は、令和 6 年 5 月 1 日現在の登記簿による。

位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の標準地図」を下地にしたものである。